

第一号の三様式（平26内府令49・全改、令元内府令2・一部改正）

【表紙】

【提出書類】

有価証券通知書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【発行者名】

\_\_\_\_\_

【代表者の役職氏名】

\_\_\_\_\_

【本店の所在の場所】

\_\_\_\_\_

【事務連絡者氏名】

\_\_\_\_\_

【連絡場所】

\_\_\_\_\_

【電話番号】

\_\_\_\_\_

第1【募集（売出）要項】

1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

- (1)【投資法人の名称】
- (2)【内国投資証券の形態等】
- (3)【発行（売出）数】
- (4)【発行（売出）価額の総額】
- (5)【発行（売出）価格】
- (6)【申込手数料】(2)
- (7)【申込単位】
- (8)【申込期間】
- (9)【申込証拠金】
- (10)【申込取扱場所】(3)
  - (1)【払込期日】
  - (2)【払込取扱場所】(4)
  - (3)【引受け等の概要】(5)
  - (4)【振替機関に関する事項】
  - (5)【その他】

2【新投資口予約権証券】

- (1)【投資法人の名称】
- (2)【新投資口予約権証券の形態等】
- (3)【発行数】
- (4)【割当日】
- (5)【新投資口予約権の内容】
  - ①【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の形態等】
  - ②【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の数】

- ③【新投資口予約権の行使時の払込金額】
  - ④【新投資口予約権の行使により発行する内国投資証券の発行価額の総額】
  - ⑤【新投資口予約権の行使期間】
  - ⑥【新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】
  - ⑦【新投資口予約権の行使の条件】
  - ⑧【自己新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】
  - ⑨【新投資口予約権の譲渡に関する事項】
- (6)【引受け等の概要】(5)
  - (7)【振替機関に関する事項】
  - (8)【その他】
- 3【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】
- (1)【銘柄】
  - (2)【投資法人債券の形態等】
  - (3)【券面総額】
  - (4)【各投資法人債の金額】
  - (5)【発行（売出）価額の総額】
  - (6)【発行（売出）価格】
  - (7)【利率】
  - (8)【利払日及び利息支払の方法】
  - (9)【償還期限及び償還の方法】
  - (10)【募集の方法】
  - (11)【申込証拠金】
  - (12)【申込期間】
  - (13)【申込取扱場所】
  - (14)【払込期日】
  - (15)【払込取扱場所】
  - (16)【引受け等の概要】(5)
  - (17)【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】
  - (18)【振替機関に関する事項】
  - (19)【投資法人の登録年月日及び登録番号】
  - (20)【その他】
- 4【短期投資法人債】
- (1)【発行（売出）短期投資法人債の総額】
  - (2)【発行（売出）価額の総額】
  - (3)【発行（売出）価格】
  - (4)【発行限度額】

- (5) 【発行限度額残高】
- (6) 【支払期日】
- (7) 【支払場所】
- (8) 【振替機関に関する事項】
- (9) 【バックアップラインの設定金融機関】
- (10) 【バックアップラインの設定内容】

第2 【最近における募集（売出し）の状況】 (6)

1 【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

- (1) 【投資法人の名称】
- (2) 【内国投資証券の形態等】
- (3) 【発行（売出）数】
- (4) 【発行（売出）価額の総額】
- (5) 【発行（売出）価格】
- (6) 【申込期間】
- (7) 【申込証拠金】
- (8) 【払込期日】

2 【新投資口予約権証券】

- (1) 【投資法人の名称】
- (2) 【新投資口予約権証券の形態等】
- (3) 【発行数】
- (4) 【新投資口予約権の内容】
  - ① 【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の形態等】
  - ② 【新投資口予約権の目的となる内国投資証券の数】
  - ③ 【新投資口予約権の行使時の払込金額】
  - ④ 【新投資口予約権の行使により内国投資証券を発行する場合の内国投資証券の発行価額の総額】
  - ⑤ 【新投資口予約権の行使期間】
  - ⑥ 【新投資口予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所】
  - ⑦ 【新投資口予約権の行使の条件】
  - ⑧ 【自己新投資口予約権の取得の事由及び取得の条件】
  - ⑨ 【新投資口予約権の譲渡に関する事項】

3 【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

- (1) 【銘柄】
- (2) 【投資法人債券の形態等】
- (3) 【券面総額】
- (4) 【各投資法人債の金額】

- (5) 【発行（売出）価額の総額】
- (6) 【発行（売出）価格】
- (7) 【利率】
- (8) 【利払日及び利息支払の方法】
- (9) 【償還期限及び償還の方法】
- (10) 【申込証拠金】
- (11) 【申込期間】
- (12) 【払込期日】
- (13) 【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】

#### 4 【短期投資法人債】

- (1) 【発行（売出）短期投資法人債の総額】
- (2) 【発行（売出）価額の総額】
- (3) 【発行（売出）価格】
- (4) 【発行限度額】
- (5) 【発行限度額残高】
- (6) 【支払期日】

(記載上の注意)

##### (1) 一般的事項

- a 当該通知に係る特定有価証券が特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券（以下 a において「特定預託証券等」と総称する。）である場合には、当該特定預託証券等について、銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法等を「第1 募集（売出）要項」に記載するとともに、当該特定預託証券等に表示される権利に係る特定有価証券の内容について記載すること。
- b この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- c 有価証券通知書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号の三様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。

##### (2) 申込手数料

- a 手数料が申込取扱場所ごとに異なる場合には、その申込取扱場所ごとに手数料を記載すること。
- b 手数料が申込みの数量又は金額に応じて変動する場合には、その段階ごとに当該数量又は金額及び手数料を記載すること。

##### (3) 申込取扱場所

全ての申込取扱場所を記載すること。

(4) 払込取扱場所

全ての払込取扱場所を記載すること。

(5) 引受け等の概要

元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。

(6) 最近における募集（売出し）の状況

有価証券通知書提出日前1年以内における募集又は売出し（法第4条第1項から第3項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）について、内国投資証券の銘柄別及び募集又は売出し別ごとに記載すること。